

# プロダクトガバナンスに関する方針

プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社

## 方針1: 基本理念

当社は、米国に本社を置くプリンシパル・フィナンシャル・グループ傘下の資産運用部門(プリンシパル・アセット・マネジメント)の日本拠点です。グループ共通のパーパス「To help foster financial security for all: すべての人々の経済的な安定を促進する」のもと、お客様の最善の利益を全ての行動の中心に据えています。お客様のニーズを深く理解し、グループ内の複数の運用チームと協働しながら、お客様に最適な商品をご提供することに努めます。また、個々の商品のライフサイクルを通じてお客様の最善の利益に敵う商品の提供を確保するため、プロダクトガバナンスに関する方針を定めます。

## 方針2: プロダクトガバナンス体制

プロダクトガバナンスは当社の運用委員会が中心となって実践します。当社が新たに投資信託を設定する際の検討、投資一任業務等において新しい商品を日本のお客様にご提供する際の検討、および運用開始後のモニタリングは同委員会にて行います。当社の運用委員会はプロダクト部長が議長を努め、代表取締役社長のほか、管理部門を含む各部の部長が参加し、様々な観点から品質管理を行う体制を整備します。

## 方針3: 金融商品の組成

当社は、金融商品の組成にあたり、お客様のニーズや課題を深く理解した上で、組成する商品がそれらに合致することを確認します。組成する商品が中長期的に持続可能な商品であることや、リスク・リターン・コストの合理性も併せて確認します。また、金融商品の提供を想定しているお客様の経験や資産の状況と照らして、商品が適切であるかどうかの検討を行います。販売会社を通じて商品をご提供する場合には、想定するお客様の属性の伝達等、販売会社が適切な販売を行うために必要な双方向の情報連携に努めます。

## 方針4: 金融商品の管理

当社は、組成・提供後の金融商品について、当初想定した商品性が確保されているかどうかを定期的に確認します。想定と乖離している場合には、その原因の特定に努め、運用に問題があると判断した場合には運用を担当するグループ会社に改善を求めます。運用改善以外の措置が必要と判断される場合には関係者と協議の上、適切な措置を講じるように努めます。

## 方針5: 分かりやすい情報提供

お客様が十分な情報をもとにより良い金融商品をご選択いただけるよう、当社は商品勧誘時

において、運用体制や商品の内容について分かりやすい説明をご提供するよう努めます。また、金融商品ご提供後も継続的かつ定期的に運用報告を実施し、運用の状況や運用体制などについて情報提供を行ってまいります。

(令和6年11月11日制定)